

令和 2 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 4 日 招 集
流 山 市

目 次

- 2 9 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度流山市一般会計補正予算（第1号））
- 3 0 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度流山市一般会計補正予算（第2号））
- 3 1 令和2年度流山市一般会計補正予算（第3号）
- 3 2 令和2年度流山市一般会計補正予算（第4号）
- 3 3 令和2年度流山市一般会計補正予算（第5号）
- 3 4 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 3 5 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）
- 3 6 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 7 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 8 専決処分の承認を求めることについて（流山市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 3 9 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 0 流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 4 1 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 2 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 4 3 専決処分の承認を求めることについて（流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 4 4 専決処分の承認を求めることについて（流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 4 5 令和2年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）

- 4 6 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 7 市道路線の認定について
- 4 8 市道路線の廃止について
- 4 9 訴えの提起について

- 4 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 5 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 6 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 7 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 8 繰越計算書について（水道事業会計）
- 9 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 1 0 専決処分の報告について
- 1 1 専決処分の報告について
- 1 2 専決処分の報告について
- 1 3 専決処分の報告について

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、特に市民及び市内事業者への給付及び貸付並びに医療提供体制の構築に資する医療機関への支援について、特に緊急を要したため、令和2年4月27日付けで令和2年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和2年度流山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和2年4月27日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症対策に関する経費として、特別定額給付金の給付費や生活困窮学生に対する学生応援給付金の給付費等について、特に緊急を要したため、令和2年5月18日付けで令和2年度流山市一般会計補正予算（第2号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和2年度流山市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和2年5月18日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和2年度以後の市民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課等について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第35条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第45条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第48条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第48条第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合におい

て、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第50条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第50条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第63条の5の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第63条の6 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第64条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第84条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第84条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第86条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1

項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第88条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第88条第1項中「第86条第2項」を「第86条第3項」に改める。

附則第1条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第1条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第2条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第5条の2の2中「又は法附則第15条」を「又は附則第15

条」に改める。

附則第5条の3第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の3第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に、「ゼロ」を「零」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を削り、同条第20項を同条第17項とする。

附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第10条の2の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第10条の2の3中「県知事が軽自動車税の環境性能割を課さない軽自動車」を「県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車」に改める。

附則第11条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第12条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第19条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第18条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第19条中「及び第4項」を削る。

第22条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第30条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第45条第10項から第12項まで」を「第45条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1項オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を

「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第47条の2第4項から第6項までを削る。

第84条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第1条の2第2項中「及び第4項」を削る。

第3条 流山市税条例等の一部を改正する条例（平成31年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、流山市税条例第23条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第11条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中流山市税条例第84条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中流山市税条例第23条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第1条の2及び第1条の2の2第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中流山市税条例第84条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中流山市税条例附則第12条第1項及び第12条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ

る。

- 2 新条例第23条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第22条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。
- 4 新条例第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第63条の6の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の

例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 流山市税条例等の一部を改正する条例(平成27年流山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 流山市税条例等の一部を改正する条例(平成28年流山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(流山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 流山市税条例の一部を改正する条例(平成29年流山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 流山市税条例等の一部を改正する条例(平成30年流山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4

月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 3 3 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 3 3 年 1 0 月 1 日」を「令和 3 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 3 4 年 1 0 月 1 日」を「令和 4 年 1 0 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 3 2 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 6 条中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「令和元年 9 月 3 0 日」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 2 年 1 1 月 2 日」を「令和 2 年 1 1 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 2 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 1 0 条第 1 項中「平成 3 3 年 1 0 月 1 日」を「令和 3 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 1 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 1 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 3 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、同日等をもって施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等に関する特例措置等について特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例(昭和26年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の2の2中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第5条の3に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10条の2の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第20条 第7条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の2の2中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第5条の3第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを

請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第22条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和2年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

附則第6項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第5項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第6項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第6項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第20項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第6項及び第8項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第9項、第10項及び第12項」を「附則第8項、第9項及び第11項」に、「附則第12項」を「附則第11項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで」に、「第34項」を「第33項」に「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項を附則第18項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、同日等をもって施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等に関する特例措置等について特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 流山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日をもって施行されたことに伴い、令和2年度以後の年度分の介護保険料の賦課について特に緊急を要したため、同年3月30日付けで流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「18,600円」を「13,900円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「18,600円」を「13,900円」に、「26,900円」を「18,900円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「18,600円」を「13,900円」に、「42,700円」を「41,100円」に改める。

第6条第3項中「第4条第6号イ」を「第4条第1項第6号イ」に改める。

第8条第1項中「1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」を「1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 39 号

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 精神障害者保健福祉手帳1級所持者へ助成する医療の範囲及び支給する医療費の額を拡大するとともに、支給方法を現物給付とするためである。

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「障害等級」の次に「（第6条において「障害等級」という。）」を加える。

第6条第1項中「該当する重度障害者」の次に「並びに同項第3号の規定に該当する重度障害者のうち障害等級が1級の者」を加え、同条第4項中「該当する重度障害者」の次に「のうち、障害等級が2級の者」を加える。

別表第2中「1級又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険医療等について適用し、同日前に受けた保険医療等については、なお従前の例による。

議案第 40 号

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の
制定について

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例を別紙
のとおり制定する。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公の施設として流山市おおたかの森児童センターを設置し、
その管理及び当該施設において実施する一時預かり事業につい
て必要な事項を定め、指定管理者による管理を行わせるため
である。

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、流山市おおたかの森児童センター（以下「児童センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市おおたかの森児童センター	流山市おおたかの森西二丁目7番地の1

(事業)

第4条 児童センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健全な遊びの指導に関する事。
- (2) 個別的又は集団的な余暇指導に関する事。
- (3) 地域の子ども育成事業活動の指導に関する事。
- (4) 体力の増進の指導に関する事。
- (5) その他目的の達成のために必要な事項に関する事。

2 前項に掲げるもののほか、児童センターは、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を家庭において保育することが一時的に困難となった場合又は保護者の心理的・肉体的負担を軽減する必要がある場合に対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 市は、児童センターの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童センターの管理を行わせるものとする。

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流

山市条例第27号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 第4条に規定する事業に関すること。
- (3) 第9条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第10条に規定する使用の制限に関すること。
- (5) 第11条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。
- (6) 第19条に規定する利用料金の収受に関すること。

(開館時間及び休館日)

第7条 児童センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 児童センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで(前2号に掲げる日を除く。)
- (4) 毎月の第1土曜日及び第3月曜日。ただし、その日が第2号に掲げる日である場合には、次のア及びイに掲げるときに応じ、当該ア及びイに定める日を休館日とする。
 - ア 第1土曜日が休日のとき 第3土曜日
 - イ 第3月曜日が休日のとき 第4月曜日(その日が第2号に掲げる日である場合にあっては、その日後においてその日に最も近い月曜日)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用者の範囲)

第8条 児童センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者及びその保護者
- (2) 児童の健全な育成に関する事業を実施するために使用する者
- (3) 前2号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者

(使用の許可)

第9条 児童センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可をする場合において、指定管理者は、施設の管理上の必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、児童センターを使用しようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 児童センターの設置の目的に反するとき。
- (3) 児童センターを損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上の支障があるとき。

(使用の禁止及び許可の取消し)

第11条 指定管理者は、第9条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当するとき、その全部若しくは一部を禁止し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反するとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正の手段によるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上の支障があるとき。

(現状変更)

第12条 使用者は、施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設の使用を終了したとき(第11条の規定により禁止又は取消しがあつたときを含む。)は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 故意若しくは過失により施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害の補償をしなければならない。

(使用料)

第15条 児童センターの施設の使用料は、無料とする。

(利用者資格)

第16条 一時預かりを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に在住又は在勤する生後6か月から小学校就学前までの集団保育が可能な乳幼児の保育を希望する当該乳幼児の保護者

(2) 前号に定める者のほか、指定管理者が特に認める者

(利用の承認)

第17条 一時預かりを利用しようとする者は、指定管理者に利用の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、一時預かりの利用を承認しない。

(1) 設備その他の理由により、施設に余裕がないとき。

(2) 乳幼児が疾病その他の事由により、集団保育に適さないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、一時預かりを実施する上で支障があると認めるとき。

(利用料金)

第19条 一時預かりの利用に係る利用料金(以下「利用料金」という。)は、乳幼児1人につき最初の1時間1,000円、以降30分当たり500円とする。

2 第17条の規定により一時預かりの利用の承認を受けた者は、利用料金を利用承認の際に納付しなければならない。

3 指定管理者は、特にやむを得ないと認めるときは、一時預かりの利用の承認を受けた時間(以下「利用時間」という。)を超えて一時預かりを利用させることができる。この場合においては、当該利用時間を超えて利用した時間に応じ、乳幼児1人につき30分当たり500円の利用料金を当該利用の承認を受けた者から徴収するものとする。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、規則で定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第21条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。

(承認の取消し)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、一時預かりの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 一時預かりの利用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第18条第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (4) 利用の申込みに虚偽があることが判明したとき。
- (5) 災害その他の事故により一時預かりの利用ができなくなったとき。
- (6) 工事その他の都合により市長が必要と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第23条 一時預かりの利用の承認を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(免責)

第24条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長及び指定管理者は一切その責めを負わない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に係る手続及び指定管理者が児童センターの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 児童センターの使用等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 41 号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改正するためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法及び児童福祉法」を「法及び令並びに児童福祉法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に、「特定教育・保育又は特定地域型保育」を「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において、満3歳未満保育認定子どもとは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）

第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第2章第2節（第13条第1項、第17条から第20条まで、第27条第3項並びに第30条第1項、第3項及び第4項を除く。）及び第3節（第35条第2項及び第36条第2項を除く。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、同条第4項中「、利用申込者」を「利用申込者」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に改め、「（第4項において「選考方法」という。）」を削り、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第20条第4項の規

定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「選考方法」を「これらの項の規定による選考の方法」に、「選考を」を「当該選考を」に改める。

第7条第2項中「同法附則」を「同法」に改める。

第8条の見出し中「支給認定の有無等」を「受給資格等」に改め、同条中「第7条第2項に規定する」を「第7条第2項の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「に規定する額（当該額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「に掲げる額」に改め、同条第4項第3号を次のように改める。

（3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育認定子ど

ものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第6項中「第3項及び第4項に規定する」を「第3項及び第4項の規定による」に、「第4項に規定する金銭の支払に係る同意」を「同項の規定による金銭の支払に係る同意」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第15条第2項中「同号に掲げる」を「同号に定める」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、同条第7号中「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第27条第3項中「支給認定子どもに関する」を「教育・保育給付認定子どもに関する」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの家族」を「教育・保育給付認定子どもの家族」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第34条第2項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学

校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」に、「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数

を」を「）の数、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「その利用定員の数」を削り、「附則第6項」を「附則第4項」に改め、同条第2項中「（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）」及び「（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）」を削る。

第3章第2節（第39条第2項、第40条第2項及び第46条第5号を除く。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第38条第1項中「運営規程」を「事業の運営についての重要事項に関する規程」に、「第42条」を「第42条第1項」に、「種類、名称、連携協力の概要」を「種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第3項中「選考を」を「当該選考を」に改め、同条第4項中「連携施設」を「第42条第1項に規定する連携施設」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「同法附則」を「同法」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第4項中「地域子ども・子育て支援事業を実施する者等」を「地域子ども・子育て支援事業を行う者等」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」と

いう。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他

の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「（当該額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該特定利用地域型保育に要

した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第6項中「第3項及び第4項の規定により金銭の支払」を「第3項及び第4項の規定による金銭の支払」に、「第4項の規定による金銭の支払」を「同項の規定による金銭の支払」に改める。

第46条各号列記以外の部分中「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を削り、同項第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、同項第7号中「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条第1項中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「この場合において」の次に「、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と」を加え、「第14条第1項」を「第14条の見出し及び同条第1項」に改め、「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」及び「（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「と読み替える」を「と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子ども

もを含む」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「該当する支給認定子ども」を「該当する教育・保育給付認定子ども」に、「にあつては」を「にあつては、」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）」を削り、「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。））を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

附則第6項の見出し中「利用定員」を「小規模保育事業C型の利用定員」に改め、同項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について適用する。

議案第 42 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症により給与等が減少した本市国民健康保険の被保険者に対して新たに傷病手当金を支給するに当たり、特に緊急を要したため、令和2年4月27日付けで令和2年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和2年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
別冊のとおり専決処分する。

令和2年4月27日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 43 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症により給与等が減少した本市国民健康保険の被保険者に対して新たに傷病手当金を支給するに当たり、特に緊急を要したため、令和2年4月27日付けで流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月27日

流山市長 井 崎 義 治

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染をした被保険者等に係る傷病手当金）

第10条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染をしたとき又は発熱等の症状があり当該感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、世帯主の申請により傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染をした被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第11条 新型コロナウイルス感染症に感染をした場合又は発熱等の症状があり当該感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、

傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

（他の法令による給付との調整）

第12条 附則第10条第1項の規定に該当する被保険者が同項に規定する事由と同一の事由により他の法令により同項の傷病手当金に相当する給付を受けることができるときは、この条例による傷病手当金の支給を行わない。ただし、当該給付を受ける金額の合計額が、前2条の規定により算出される傷病手当金の額に達しないときは、その差額を傷病手当金として支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第10条から第12条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第 44 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第4号）が令和2年5月1日付けで施行され、新型コロナウイルス感染症により給与等が減少した千葉県後期高齢者医療の被保険者に新たに傷病手当金の支給をすることとなったことから、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付について市の行う事務とするに当たり、特に緊急を要したため、同月8日付けで流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月8日

流山市長 井 崎 義 治

流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
流山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年流山市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（傷病手当金の受付事務）

第3条 第2条に規定するもののほか、広域連合条例附則第5条の規定
による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付（これに付随する
事務を含む。）は、市において行う事務とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画、パレットコート松ヶ丘地区地区計画及びおおたかの森HITOKIWA地区地区計画の都市計画決定に伴い、これらの地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
パレットコート松ヶ丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたパレットコート松ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
おおたかの森HITOKIWA地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたおおたかの森HITOKIWA地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画区域	<p>以下に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 輸送、保管、荷捌き、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所</p> <p>(2) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの</p> <p>(4) 調整池の揚排水に必要な施設</p> <p>(5) 公衆便所又は休憩所</p>
-------------------------	--

<p>パレットコー ト松ヶ丘地区 地区整備計画 区域</p>	<p>(1) 長屋及び共同住宅で3戸以上のもの (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 公衆浴場 (4) 畜舎</p>
<p>おおたかの森 H I T O K I W A 地区地区 整備計画区域</p>	<p>以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅（長屋建ての住宅を除く。） (2) 診療所又は診療所兼用住宅（動物病院を除く。） (3) 一戸建ての住宅で次のいずれかの用途を兼ねるもののうち、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の合計が50平方メートル以下のもの ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、</p>

		<p>米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 自治会館、自治会用倉庫その他地区住民のための公共・公益上必要な建築物（法別表第2（い）の項第9号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもので車庫及び物置</p>
--	--	--

別表第3に次のように加える。

パレットコート松ヶ丘地区地区整備計画区域		12 / 10
おおたかの森HITOKIWA地区地区整備計画区域		12 / 10

別表第4に次のように加える。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画区域		<p>30,000平方メートル。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 調整池の揚排水に必要な施設</p>
-------------------------	--	---

		(2) 公衆便所又は休憩所
パレットコート松ヶ丘地区地区整備計画区域		135平方メートル
おおたかの森HITOKIWA地区地区整備計画区域		135平方メートル

別表第5平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域の項ウの欄中「安全保安員詰所等」を「安全保安員詰所」に改め、同表に次のように加える。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から25メートル以上、2号壁面線（中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から15メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 調整池の揚排水に必要な施設</p> <p>(2) 公衆便所又は休憩所</p> <p>(3) 安全保安員詰所で高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p>
パレットコート松ヶ丘地区地区整備計画区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p>

		<p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物の部分</p> <p>(2) 出窓で、床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50センチメートル以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること</p> <p>(3) 車庫等で、高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 物置等で、軒の高さが2.3メートル以下、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの</p>
<p>おおたかの森 H I T O K I W A 地区地区 整備計画区域</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物の部分</p> <p>(2) 出窓で、床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50センチメートル以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること</p> <p>(3) 車庫等で、高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 物置等で、軒の高さが2.3メートル以下、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの</p>

別表第6に次のように加える。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画区域	31メートル
おおたかの森HITOKIWA地区地区整備計画区域	10メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	310	芝崎・市野谷1号補助幹線	市野谷字向山517番2	
			おおたかの森西二丁目12番	
2	311	江戸川台西・西初石2号補助幹線	江戸川台西2丁目1番	
			おおたかの森西四丁目1番4	
3	312	十太夫1号補助幹線	おおたかの森北三丁目41番1	
			同 所19番7	
4	28051	西初石5丁目区画51号線	おおたかの森西四丁目14番12	
			同 所19番14	
5	28054	西初石5丁目区画54号線	おおたかの森西四丁目24番7	
			同 所23番1	
6	28507	西初石5丁目7号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西四丁目1番1	
			おおたかの森西一丁目15番1	
7	29027	西初石6丁目区画27号線	おおたかの森南一丁目18番2	
			同 所7番2	
8	29028	西初石6丁目区画28号線	おおたかの森南一丁目18番2	
			おおたかの森東四丁目3番2	
9	29505	西初石6丁目5号自転車歩行者専用道路	おおたかの森南一丁目2番2	
			おおたかの森西一丁目1番2	
10	31022	東初石3丁目区画22号線	東初石3丁目108番38	
			同 所110番6	
11	33073	東初石5丁目区画73号線	おおたかの森北二丁目66番1	
			同 所17番7	
12	33074	東初石5丁目区画74号線	おおたかの森北三丁目1番9	
			同 所7番1	
13	33508	東初石5丁目8号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目64番5	
			同 所65番2	
14	33509	東初石5丁目9号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目58番6	
			同 所66番1	
15	33510	東初石5丁目10号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目37番1	
			同 所30番7	
16	33511	東初石5丁目11号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目12番	
			同 所同 番	
17	33512	東初石5丁目12号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目9番1	
			同 所同番1	
18	33513	東初石5丁目13号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目5番1	
			同 所同番1	
19	33514	東初石5丁目14号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北二丁目1番1	
			おおたかの森北一丁目2番3	
20	34015	東初石6丁目区画15号線	おおたかの森東一丁目10番3	
			同 所4番6	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	34507	東初石6丁目7号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北一丁目1番6	
			同 所7番1	
22	34508	東初石6丁目8号自転車歩行者専用道路	おおたかの森東一丁目2番1	
			おおたかの森北一丁目7番3	
23	34509	東初石6丁目9号自転車歩行者専用道路	おおたかの森東一丁目9番1	
			おおたかの森東四丁目1番1	
24	38118	駒木区画118号線	駒木字壱番割508番125	
			同 所同 番80	
25	38119	駒木区画119号線	おおたかの森東三丁目27番4	
			同 所16番1	
26	38120	駒木区画120号線	おおたかの森東三丁目142番2	
			おおたかの森東四丁目35番1	
27	38121	駒木区画121号線	おおたかの森東三丁目24番17	
			同 所25番1	
28	38122	駒木区画122号線	おおたかの森東三丁目25番10	
			同 所26番1	
29	38123	駒木区画123号線	おおたかの森東三丁目27番4	
			同 所26番7	
30	38124	駒木区画124号線	おおたかの森東三丁目21番12	
			同 所20番1	
31	38125	駒木区画125号線	おおたかの森東三丁目19番3	
			同 所18番18	
32	38126	駒木区画126号線	おおたかの森東三丁目18番10	
			同 所16番1	
33	38127	駒木区画127号線	おおたかの森東三丁目18番9	
			同 所17番1	
34	38128	駒木区画128号線	駒木703番1	
			同所702番3	
35	38129	駒木区画129号線	駒木703番11	
			同所708番5	
36	38130	駒木区画130号線	駒木707番7	
			同所704番4	
37	38131	駒木区画131号線	駒木708番1	
			同所707番3	
38	38132	駒木区画132号線	駒木710番1	
			同所704番6	
39	38133	駒木区画133号線	駒木706番1	
			同所705番3	
40	38134	駒木区画134号線	駒木710番1	
			同所706番4	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
41	38135	駒木区画135号線	駒木字駒木橋上144番10	
			駒木714番4	
42	38136	駒木区画136号線	駒木字駒木橋上185番	
			同 所143番1	
43	38505	駒木5号自転車歩行者専用道路	駒木709番1	
			同所703番8	
44	38506	駒木6号自転車歩行者専用道路	駒木710番2	
			同所同 番2	
45	39120	三輪野山区画120号線	三輪野山字八幡前817番2	
			市野谷字宮後204番33	
46	39121	三輪野山区画121号線	三輪野山字八幡前816番2	
			同 所同 番2	
47	40131	市野谷区画131号線	三輪野山字八幡前816番2	
			市野谷字宮後204番8	
48	40132	市野谷区画132号線	市野谷字宮後240番2	
			同 所204番9	
49	40133	市野谷区画133号線	市野谷字宮後204番28	
			同 所同 番2	
50	40134	市野谷区画134号線	市野谷字宮後204番1	
			同 所205番2	
51	40135	市野谷区画135号線	市野谷字宮後203番1	
			同 所202番	
52	40136	市野谷区画136号線	市野谷字宮後240番5	
			同 所218番2	
53	40158	市野谷区画158号線	おおたかの森南二丁目17番1	
			同 所23番10	
54	40159	市野谷区画159号線	おおたかの森南二丁目39番24	
			市野谷字向山517番1	
55	40514	市野谷14号自転車歩行者専用道路	市野谷字宮後252番	
			同 所同 番	
56	40517	市野谷17号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西一丁目11番2	
			おおたかの森南一丁目3番2	
57	40518	市野谷18号自転車歩行者専用道路	おおたかの森南一丁目4番7	
			おおたかの森西一丁目12番1	
58	61031	野々下4丁目区画31号線	野々下4丁目705番13	
			同 所707番2	
59	77054	松ヶ丘5丁目区画54号線	松ヶ丘5丁目703番31	
			同 所同 番38	
60	80050	木区画50号線	木字堀内293番	
			同 所294番	

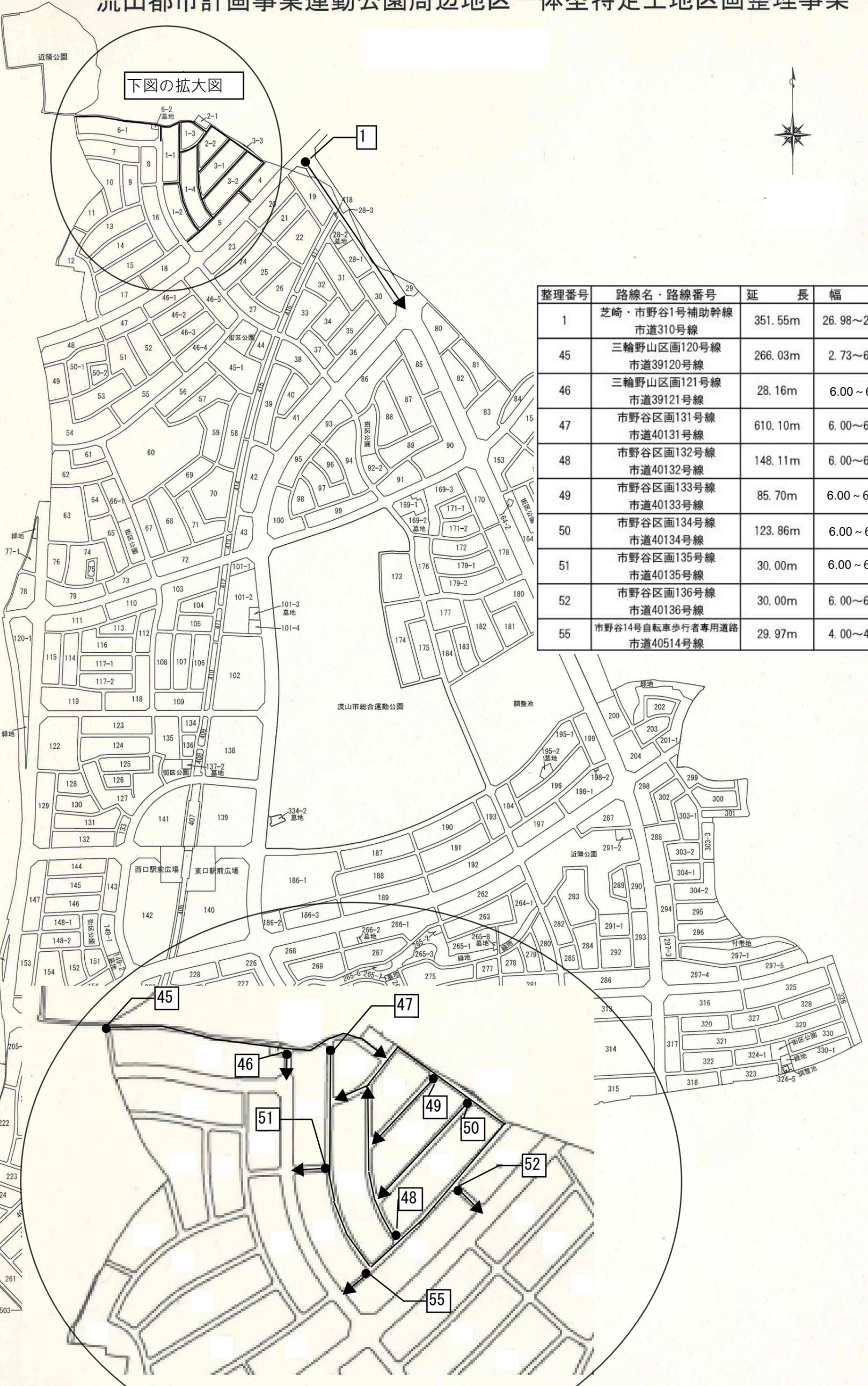
整理番号	路線番号	路線名	起点	
			終点	
61	81106	鱒ヶ崎区画106号線	鱒ヶ崎字背戸谷1675番9	
			同 所同 番6	
62	84085	向小金区画85号線	向小金3丁目158番5	
			同 所151番71	
63	84086	向小金区画86号線	向小金3丁目151番79	
			同 所同 番72	
64	84504	向小金4号歩行者専用道路	向小金3丁目158番3	
			同 所156番1	

市道路線認定図

流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業

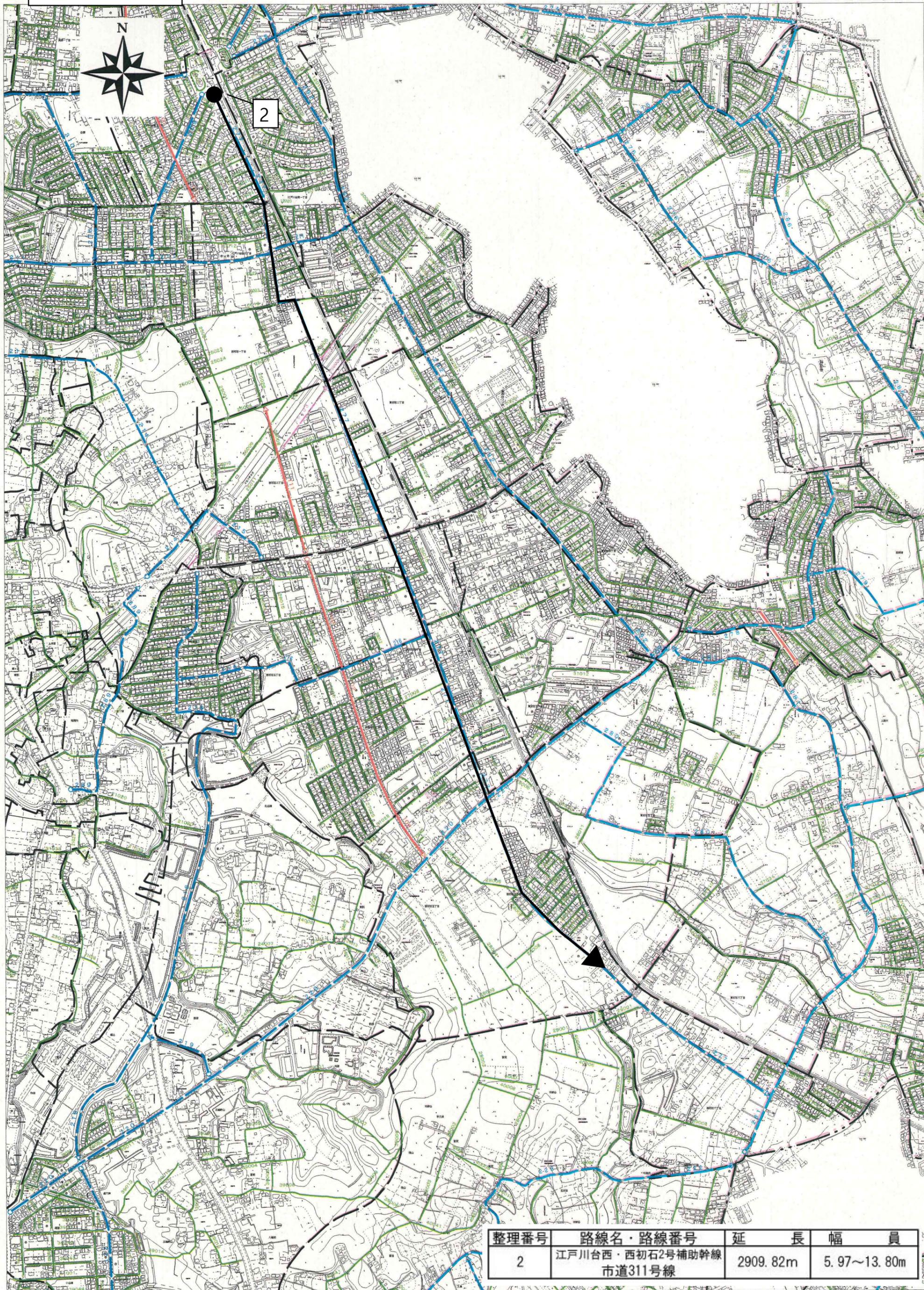


下図の拡大図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
1	芝崎・市野谷1号補助幹線 市道310号線	351.55m	26.98~28.00m
45	三輪野山区画120号線 市道39120号線	266.03m	2.73~6.01m
46	三輪野山区画121号線 市道39121号線	28.16m	6.00~6.00m
47	市野谷区画131号線 市道40131号線	610.10m	6.00~6.04m
48	市野谷区画132号線 市道40132号線	148.11m	6.00~6.03m
49	市野谷区画133号線 市道40133号線	85.70m	6.00~6.00m
50	市野谷区画134号線 市道40134号線	123.86m	6.00~6.00m
51	市野谷区画135号線 市道40135号線	30.00m	6.00~6.00m
52	市野谷区画136号線 市道40136号線	30.00m	6.00~6.01m
55	市野谷14号自転車歩行者専用道路 市道40514号線	29.97m	4.00~4.01m

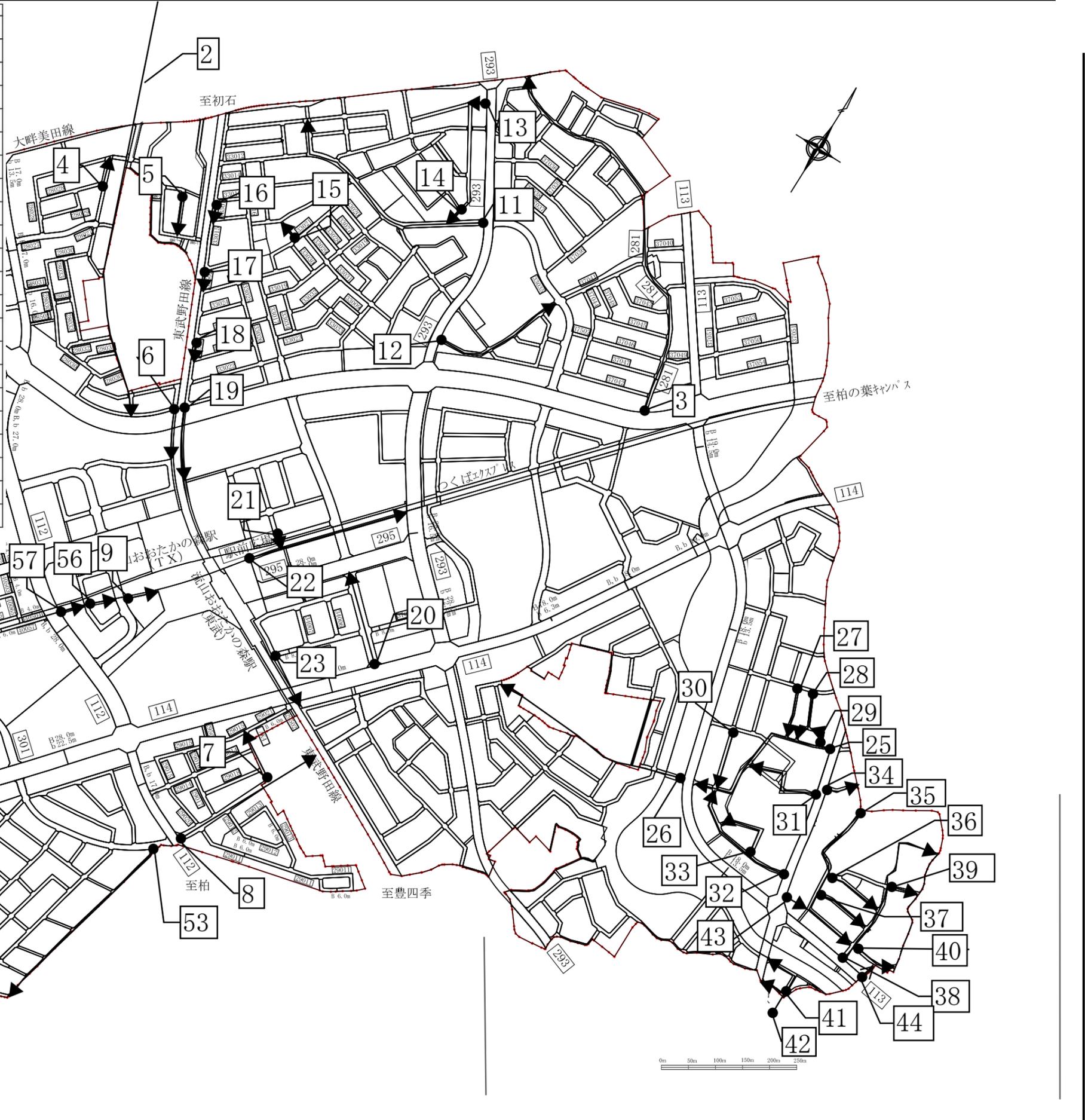
市道路線認定図



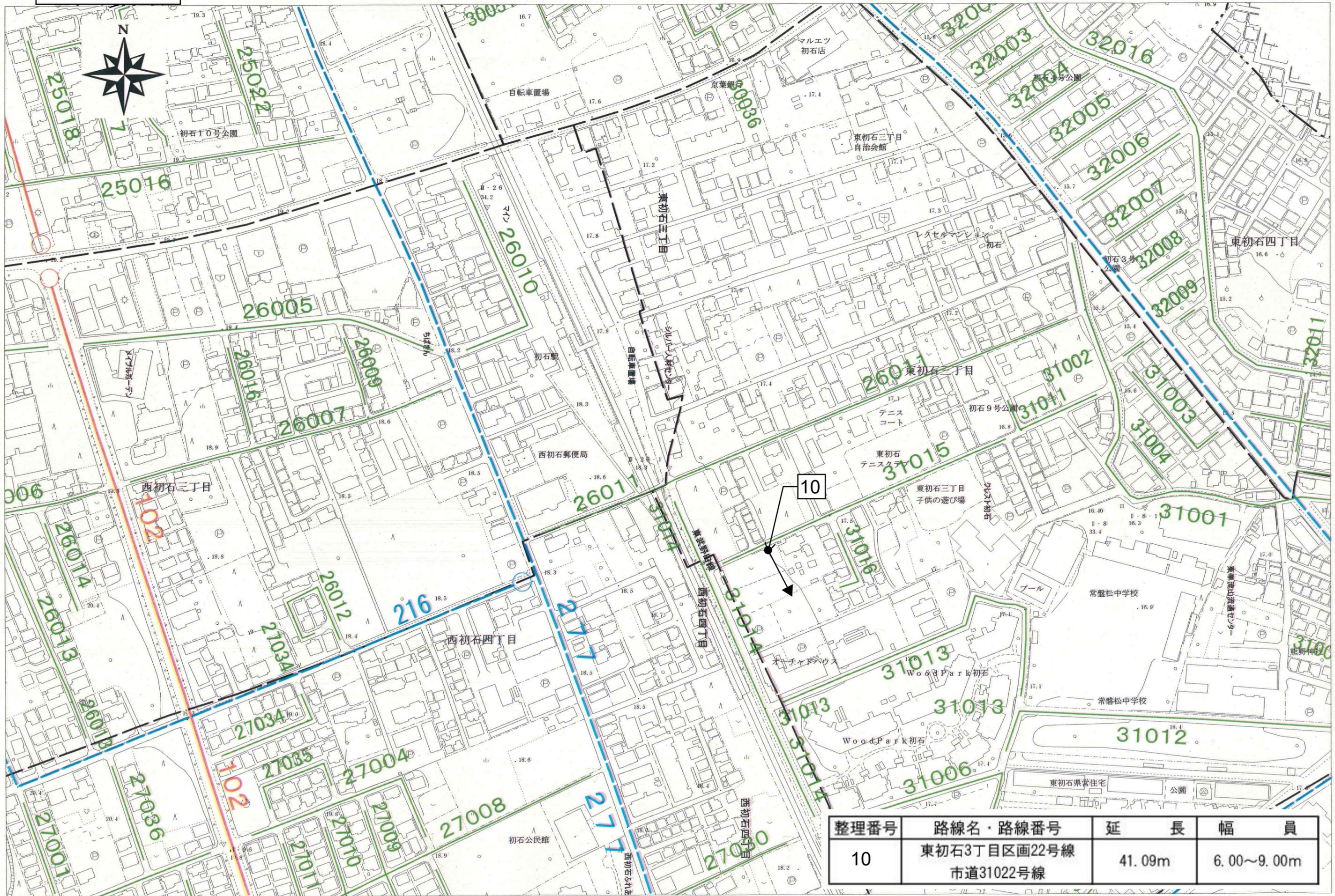
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
2	江戸川台西・西初石2号補助幹線 市道311号線	2909.82m	5.97~13.80m

市道路線認定図 (新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内)

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員	整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
2	江戸川台西・西初石2号補助幹線 市道311号線	2909.82m	5.97~13.80m	27	駒木区画121号線 市道38121号線	93.05m	4.00~5.77m
3	十太夫1号補助幹線 市道312号線	747.52m	5.79~9.26m	28	駒木区画122号線 市道38122号線	107.50m	4.00~5.14m
4	西初石5丁目区画51号線 市道28051号線	60.53m	6.00~10.00m	29	駒木区画123号線 市道38123号線	49.85m	4.00~4.00m
5	西初石5丁目区画54号線 市道28054号線	79.64m	6.00~6.00m	30	駒木区画124号線 市道38124号線	108.83m	6.00~6.00m
6	西初石5丁目7号自転車歩行者専用道路 市道28507号線	91.31m	4.00~4.00m	31	駒木区画125号線 市道38125号線	167.21m	6.00~6.00m
7	西初石6丁目区画27号線 市道29027号線	101.45m	7.25~7.39m	32	駒木区画126号線 市道38126号線	225.01m	6.00~6.00m
8	西初石6丁目区画28号線 市道29028号線	316.12m	6.02~13.02m	33	駒木区画127号線 市道38127号線	129.68m	6.00~6.00m
9	西初石6丁目5号自転車歩行者専用道路 市道29505号線	63.86m	4.00~4.38m	34	駒木区画128号線 市道38128号線	57.92m	6.00~6.00m
11	東初石5丁目区画73号線 市道33073号線	435.59m	10.00~10.50m	35	駒木区画129号線 市道38129号線	326.34m	4.40~7.12m
12	東初石5丁目区画74号線 市道33074号線	252.10m	6.00~6.00m	36	駒木区画130号線 市道38130号線	114.46m	6.00~6.00m
13	東初石5丁目8号自転車歩行者専用道路 市道33508号線	27.42m	4.00~4.00m	37	駒木区画131号線 市道38131号線	109.45m	6.00~6.00m
14	東初石5丁目9号自転車歩行者専用道路 市道33509号線	25.21m	4.00~4.02m	38	駒木区画132号線 市道38132号線	253.76m	6.00~6.00m
15	東初石5丁目10号自転車歩行者専用道路 市道33510号線	39.51m	4.00~4.00m	39	駒木区画133号線 市道38133号線	58.31m	6.00~6.00m
16	東初石5丁目11号自転車歩行者専用道路 市道33511号線	28.90m	4.05~4.29m	40	駒木区画134号線 市道38134号線	90.14m	6.00~6.00m
17	東初石5丁目12号自転車歩行者専用道路 市道33512号線	35.82m	4.00~4.00m	41	駒木区画135号線 市道38135号線	151.61m	6.00~6.00m
18	東初石5丁目13号自転車歩行者専用道路 市道33513号線	35.95m	4.00~4.00m	42	駒木区画136号線 市道38136号線	39.52m	2.00~2.86m
19	東初石5丁目14号自転車歩行者専用道路 市道33514号線	141.18m	4.00~4.00m	43	駒木5号自転車歩行者専用道路 市道38505号線	43.81m	4.00~4.00m
20	東初石6丁目区画15号線 市道34015号線	177.32m	17.00~17.00m	44	駒木6号自転車歩行者専用道路 市道38506号線	27.64m	4.00~4.00m
21	東初石6丁目7号自転車歩行者専用道路 市道34507号線	9.50m	4.00~4.00m	53	市野谷区画158号線 市道40158号線	330.50m	1.76~4.00m
22	東初石6丁目8号自転車歩行者専用道路 市道34508号線	163.26m	4.00~4.00m	54	市野谷区画159号線 市道40159号線	206.06m	4.00~6.01m
23	東初石6丁目9号自転車歩行者専用道路 市道34509号線	108.28m	4.00~4.28m	56	市野谷17号自転車歩行者専用道路 市道40517号線	50.54m	4.00~4.00m
25	駒木区画119号線 市道38119号線	314.50m	4.00~6.50m	57	市野谷18号自転車歩行者専用道路 市道40518号線	46.51m	4.00~4.00m
26	駒木区画120号線 市道38120号線	384.25m	3.81~10.03m				

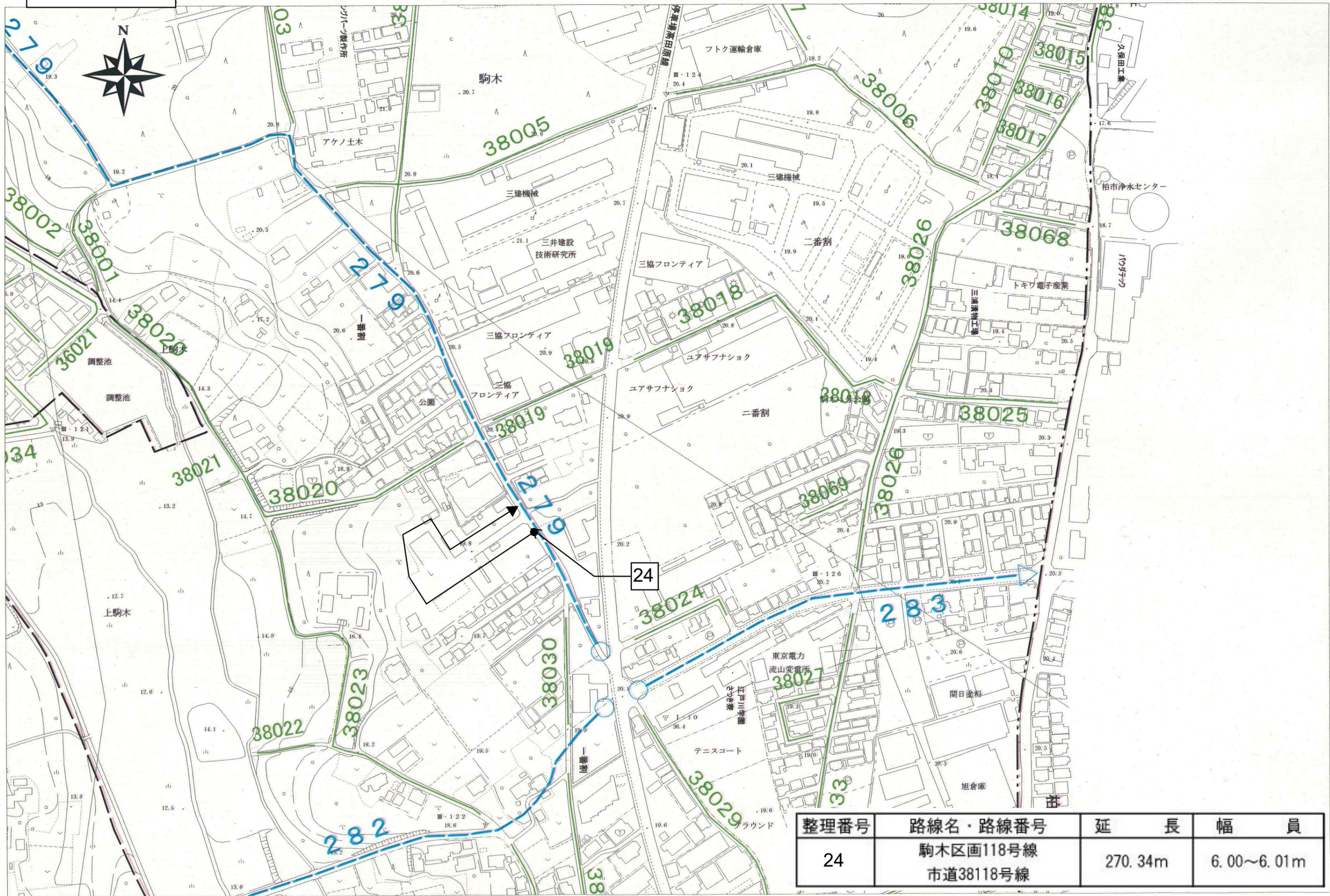


市道路線認定図



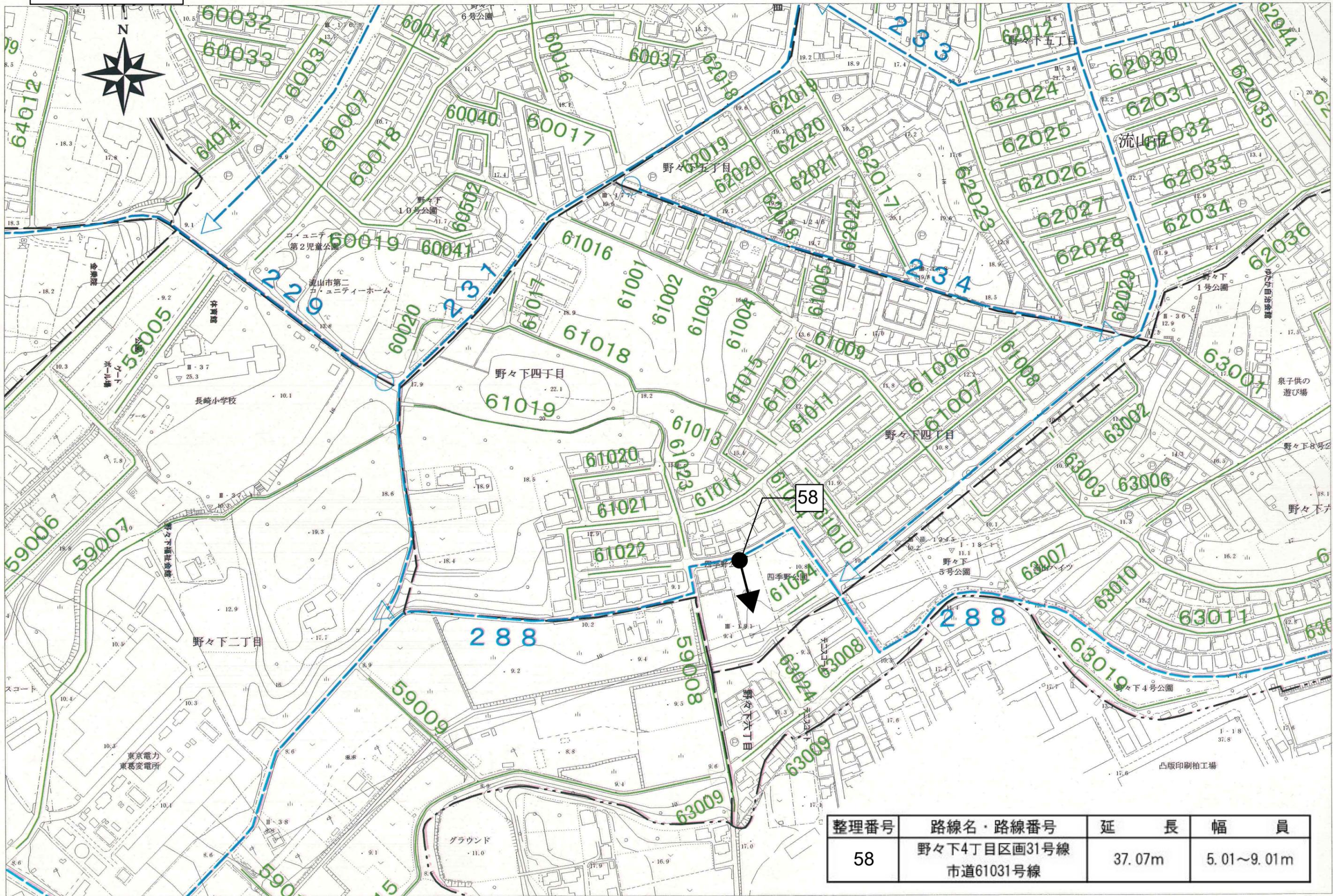
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
10	東初石3丁目区画22号線 市道31022号線	41.09m	6.00~9.00m

市道路線認定図



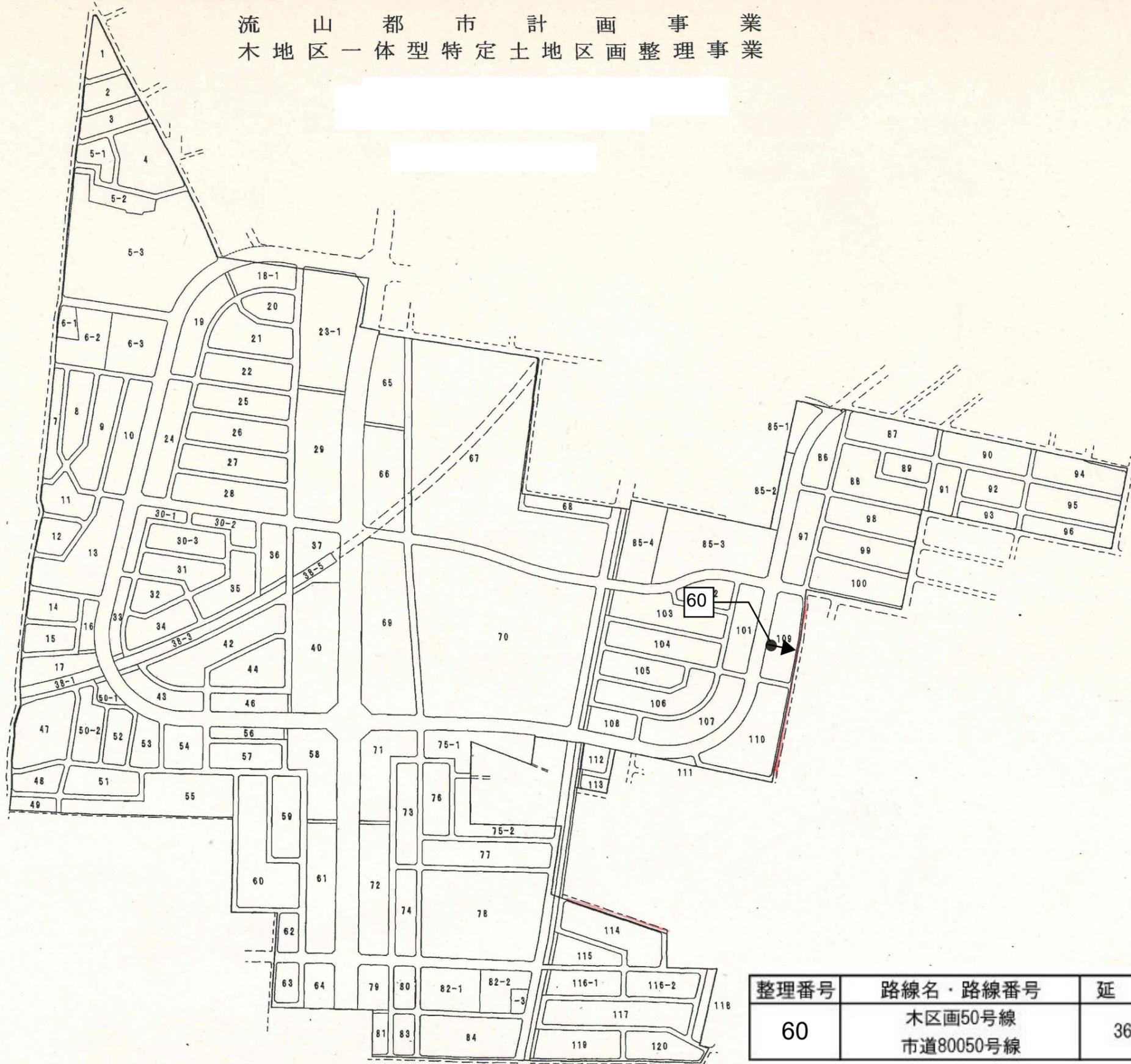
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
24	駒木区画118号線 市道38118号線	270.34m	6.00~6.01m

市道路線認定図



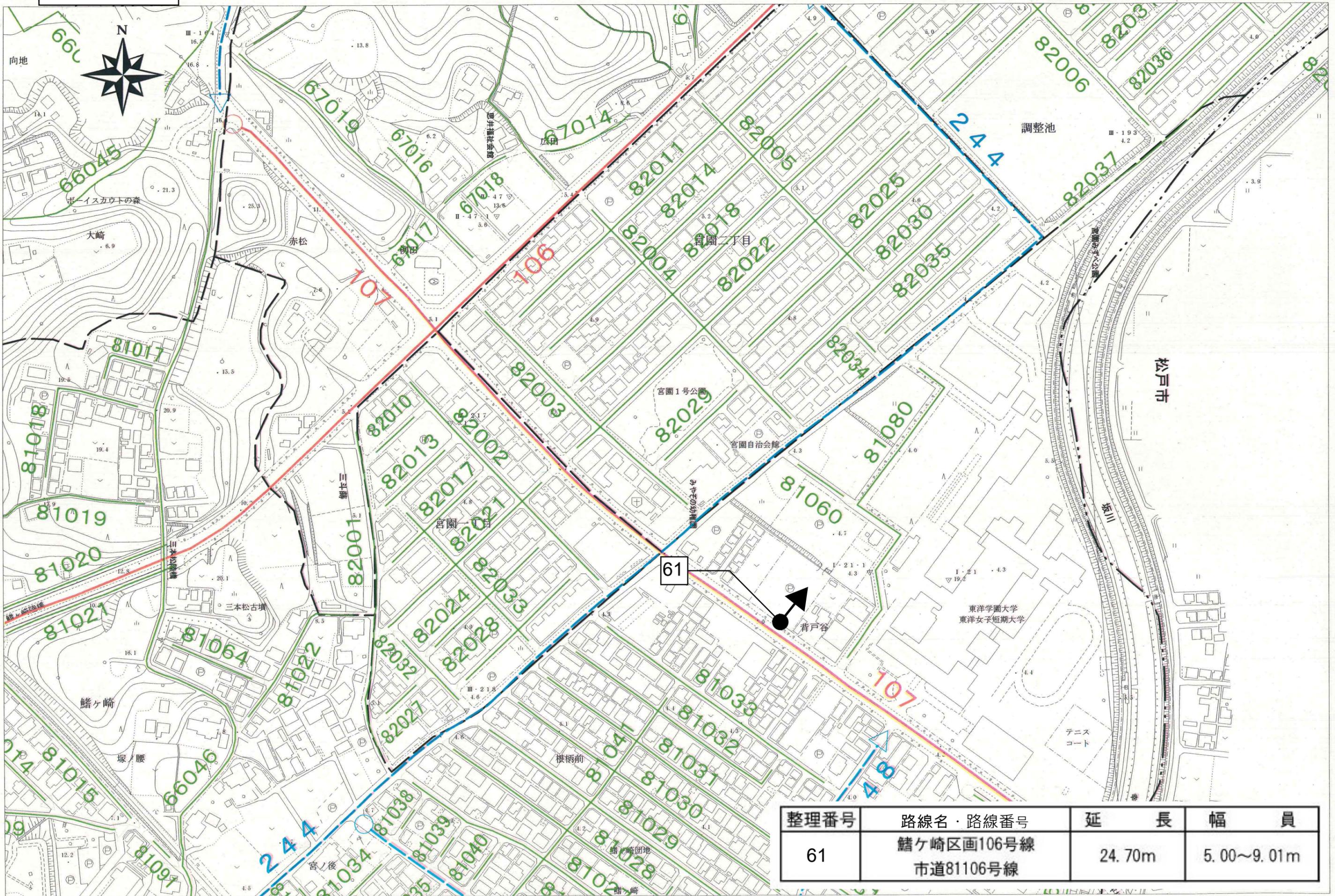
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
58	野々下4丁目区画31号線 市道61031号線	37.07m	5.01~9.01m

流山市計画事業
木地区一体型特定土地区画整理事業



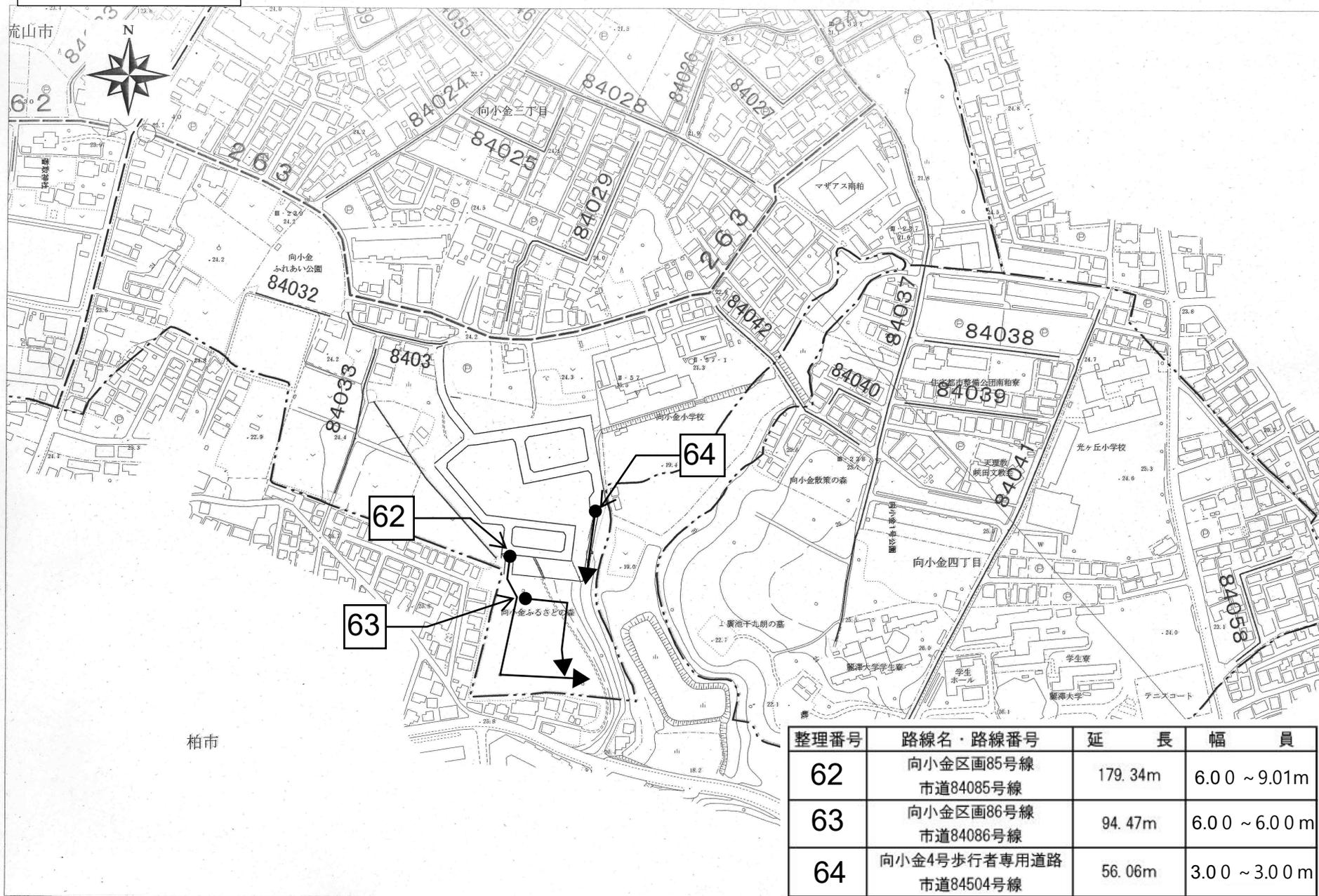
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
60	木区画50号線 市道80050号線	36.50m	10.00~10.00m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
61	鱈ヶ崎区画106号線 市道81106号線	24.70m	5.00~9.01m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
62	向小金区画85号線 市道84085号線	179.34m	6.00 ~ 9.01m
63	向小金区画86号線 市道84086号線	94.47m	6.00 ~ 6.00m
64	向小金4号歩行者専用道路 市道84504号線	56.06m	3.00 ~ 3.00m

議案第 48 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

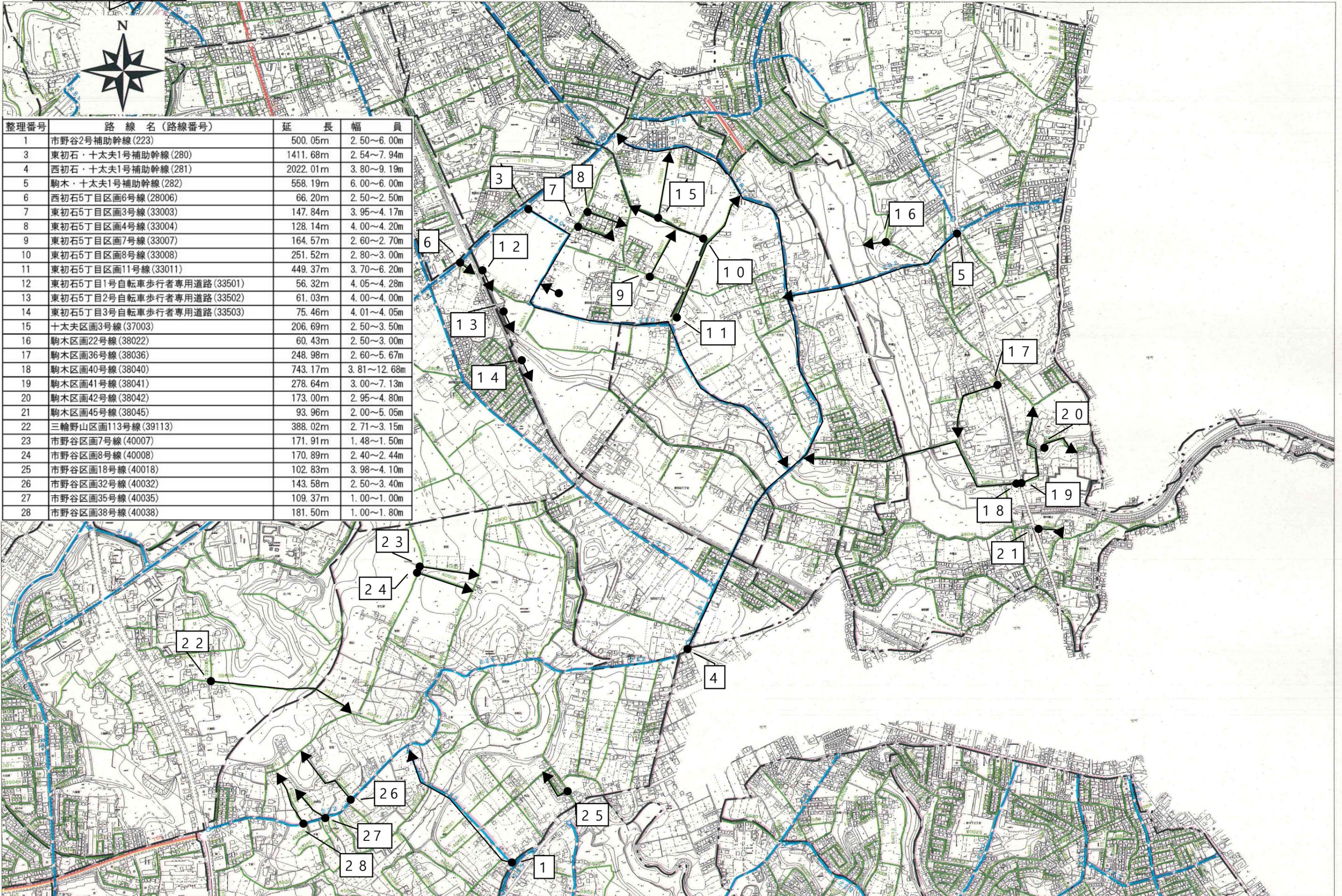
令和2年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	223	市野谷2号補助幹線	市野谷字向山444番1	
			市野谷字三嶋565番7	
2	277	江戸川台西・西初石1号補助幹線	江戸川台西2丁目1番	
			西初石6丁目186番94	
3	280	東初石・十太夫1号補助幹線	東初石5丁目161番	
			十太夫103番5	
4	281	西初石・十太夫1号補助幹線	西初石6丁目820番	
			十太夫129番	
5	282	駒木・十太夫1号補助幹線	駒木字壺番割500番1	
			十太夫53番2	
6	28006	西初石5丁目区画6号線	西初石5丁目164番1	
			同 所167番2	
7	33003	東初石5丁目区画3号線	東初石5丁目134番34	
			同 所同 番27	
8	33004	東初石5丁目区画4号線	東初石5丁目134番18	
			同 所同 番17	
9	33007	東初石5丁目区画7号線	東初石5丁目142番16	
			同 所同 番5	
10	33008	東初石5丁目区画8号線	東初石5丁目145番	
			同 所137番1	
11	33011	東初石5丁目区画11号線	東初石5丁目147番1	
			十太夫113番2	
12	33501	東初石5丁目1号自転車歩行者専用道路	東初石5丁目166番3	
			同 所同 番2	
13	33502	東初石5丁目2号自転車歩行者専用道路	西初石5丁目570番3	
			東初石5丁目176番4	
14	33503	東初石5丁目3号自転車歩行者専用道路	西初石5丁目175番2	
			東初石5丁目177番2	
15	37003	十太夫区画3号線	十太夫117番14	
			同 所同 番14	
16	38022	駒木区画22号線	駒木字中溜上376番1	
			同 所375番1	
17	38036	駒木区画36号線	駒木字中溜上327番8	
			駒木字堂台263番	
18	38040	駒木区画40号線	駒木字駒木橋上163番1	
			十太夫101番1	
19	38041	駒木区画41号線	駒木字駒木橋上164番1	
			駒木字堂台246番4	
20	38042	駒木区画42号線	駒木字堂台240番	
			同 所227番	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	38045	駒木区画45号線	駒木字駒木橋上144番10	
			同 所143番2	
22	39113	三輪野山区画113号線	三輪野山字八幡前817番	
			市野谷字後山624番1	
23	40007	市野谷区画7号線	市野谷字宮尻638番2	
			同 所639番6	
24	40008	市野谷区画8号線	市野谷字宮尻639番3	
			同 所同 番7	
25	40018	市野谷区画18号線	市野谷字向山486番23	
			同 所同 番13	
26	40032	市野谷区画32号線	市野谷字宮後230番	
			同 所254番	
27	40035	市野谷区画35号線	市野谷字宮後279番	
			同 所283番	
28	40038	市野谷区画38号線	市野谷字宮後295番	
			市野谷字下屋敷165番1	

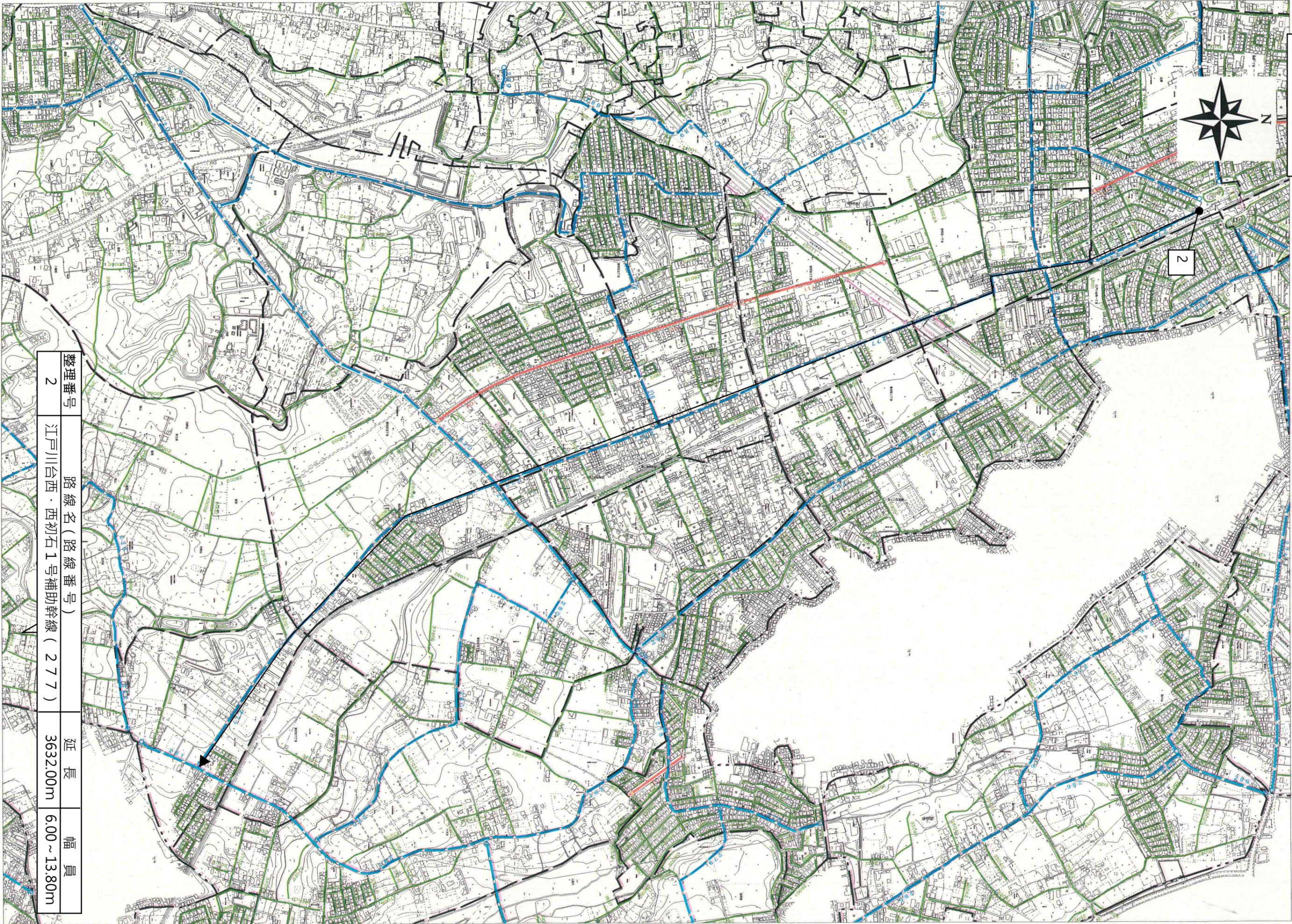
市道路線廃止図



整理番号	路線名(路線番号)	延長	幅員
1	市野谷2号補助幹線(223)	500.05m	2.50~6.00m
3	東初石・十太夫1号補助幹線(280)	1411.68m	2.54~7.94m
4	西初石・十太夫1号補助幹線(281)	2022.01m	3.80~9.19m
5	駒木・十太夫1号補助幹線(282)	558.19m	6.00~6.00m
6	西初石5丁目区画6号線(28006)	66.20m	2.50~2.50m
7	東初石5丁目区画3号線(33003)	147.84m	3.95~4.17m
8	東初石5丁目区画4号線(33004)	128.14m	4.00~4.20m
9	東初石5丁目区画7号線(33007)	164.57m	2.60~2.70m
10	東初石5丁目区画8号線(33008)	251.52m	2.80~3.00m
11	東初石5丁目区画11号線(33011)	449.37m	3.70~6.20m
12	東初石5丁目1号自転車歩行者専用道路(33501)	56.32m	4.05~4.28m
13	東初石5丁目2号自転車歩行者専用道路(33502)	61.03m	4.00~4.00m
14	東初石5丁目3号自転車歩行者専用道路(33503)	75.46m	4.01~4.05m
15	十太夫区画3号線(37003)	206.69m	2.50~3.50m
16	駒木区画22号線(38022)	60.43m	2.50~3.00m
17	駒木区画36号線(38036)	248.98m	2.60~5.67m
18	駒木区画40号線(38040)	743.17m	3.81~12.68m
19	駒木区画41号線(38041)	278.64m	3.00~7.13m
20	駒木区画42号線(38042)	173.00m	2.95~4.80m
21	駒木区画45号線(38045)	93.96m	2.00~5.05m
22	三輪野山区画113号線(39113)	388.02m	2.71~3.15m
23	市野谷区画7号線(40007)	171.91m	1.48~1.50m
24	市野谷区画8号線(40008)	170.89m	2.40~2.44m
25	市野谷区画18号線(40018)	102.83m	3.98~4.10m
26	市野谷区画32号線(40032)	143.58m	2.50~3.40m
27	市野谷区画35号線(40035)	109.37m	1.00~1.00m
28	市野谷区画38号線(40038)	181.50m	1.00~1.80m



2



整理番号	路線名(路線番号)	延長	幅員
2	江戸川台西・西初石1号補助幹線(277)	3632.00m	6.00~13.80m

議案第 49 号

訴えの提起について
市は、別紙のとおり訴えを提起する。
令和2年6月4日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 平成24年5月7日に締結した消防救急デジタル無線装置購入契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の不当な取引制限が行われ、当該契約金額が違法に引き上げられたことを理由として損害賠償の請求の訴えを提起するためである。

訴えの提起についての概要

1 相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役 鎌上 信也
- (2) 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番8号
三峰無線株式会社
代表取締役 中島 芳明

2 事件名

消防救急デジタル無線装置購入契約に係る損害賠償の請求

3 事件の内容

平成29年2月2日付けで、公正取引委員会は、消防救急無線機器の製造販売業者である沖電気工業株式会社（以下「沖電気」という。）ほか4社が遅くとも平成21年12月から平成26年4月までの間、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の不当な取引制限を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

沖電気宛ての課徴金納付命令書を確認したところ、課徴金算定の対象物件に平成24年5月7日付けで当市が締結した消防救急デジタル無線装置購入契約が含まれていた。

当該契約は指名競争入札により沖電気の代理店である三峰無線株式会社（以下「三峰無線」という。）が落札し、契約に至ったものであるが、沖電気らが行った不当な取引制限においては、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して入札価格を決定し、その他の者は、これより高い価格で入札し、又は入札に参加しないと取り決められていた。

これらのことから、本件契約について、違法に契約金額が引き上げられたことを理由として損害賠償を請求する訴えを提起するものである。

4 請求の趣旨

- (1) 相手方らに対し、1,638万円及び平成24年5月7日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。
- (2) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟代理人及び指定代理人により訴訟を行う。
- (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 裁判の進行の段階で和解をすることがある。

報告第 4 号

継続費繰越計算書について

令和元年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和元年度流山市一般会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事業名	継続費額	令和元年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度 繰越額	次 繰越額				繰越金	特 定 財 源		
												国庫支出金	地方債	その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	3 民生費	1 社会福祉費	高齢者支援計画策定事業	3,158,000	2,015,000		2,015,000	2,014,100	900	900	900			
2		2 児童福祉費	児童館・児童センター整備事業	62,334,000	31,167,000		31,167,000	17,820,000	13,347,000	13,347,000	1,447,000	国庫支出金 6,400,000	市債 5,500,000	
3			学童クラブ施設整備事業（新設 小学校区分）	323,282,000	129,313,000		129,313,000	42,225,071	87,087,929	87,087,929	17,487,929		市債 69,600,000	
4			学童クラブ施設整備事業（八木 北小学校区分）	64,504,000	12,901,000		12,901,000	5,566,724	7,334,276	7,334,276	1,534,276		市債 5,800,000	
5	8 土木費	4 都市計画費	初石駅施設整備事業	19,712,000	6,127,000		6,127,000	752,400	5,374,600	5,374,600	3,074,600	国庫支出金 2,300,000		
6	10 教育費	2 小学校費	新設小学校建設事業（校舎等建 設工事・工事監理業務委託）	5,085,747,000	1,938,257,000		1,938,257,000	663,414,929	1,274,842,071	1,274,842,071	257,396,071	国庫支出金 172,746,000	市債 844,700,000	
7			八木北小学校校舎等建設事業 （八木北小学校校舎増築工事・ 工事監理業務委託）	1,397,172,000	345,436,000	157,186,000	502,622,000	285,279,000	217,343,000	217,343,000	63,496,000	国庫支出金 6,647,000	市債 147,200,000	
8			八木北小学校校舎等建設事業 （既存校舎の改修工事・工事監 理業務委託）	315,173,000	63,035,000		63,035,000	26,633,276	36,401,724	36,401,724	9,201,724		市債 27,200,000	
9		3 中学校費	新設中学校建設事業（新設中 学校建設に伴う造成工事）	427,779,000	106,945,000		106,945,000	44,880,000	62,065,000	62,065,000	6,265,000		市債 55,800,000	
10		5 社会教育費	（仮称）南流山地域図書館整備 事業	31,167,000	15,583,000		15,583,000	8,910,000	6,673,000	6,673,000	3,273,000		市債 3,400,000	
合 計				7,730,028,000	2,650,779,000	157,186,000	2,807,965,000	1,097,495,500	1,710,469,500	1,710,469,500	363,176,500	188,093,000	1,159,200,000	

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和元年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳						
						既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源				
				円	円	円	円	円				
1	2	総務費	1 総務管理費	コミュニティホーム改修事業	10,132,000	10,132,000			10,132,000			
2	3	民生費	2 児童福祉費	児童館・児童センター整備事業	7,227,000	7,227,000			7,227,000			
3	6	農林水産業費	1 農業費	被災農業施設等復旧支援事業（国の追加補正分）	7,171,000	6,946,000		県支出金 5,403,000	1,543,000			
4	7	商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	181,250,000	34,310,000		国庫支出金 34,310,000				
5	8	土木費	2 道路橋りょう費	新設小学校建設関連道路整備事業	19,986,000	1,139,000			市債 900,000	239,000		
6				新設小学校建設関連道路整備事業（国の追加補正分）	62,921,000	62,921,000		国庫支出金 19,375,000	市債 21,200,000	22,346,000		
7				名都借跨線橋道路拡幅改良事業	55,723,000	53,348,000		国庫支出金 20,900,000	市債 27,800,000	4,648,000		
8				東小学校前通学路道路拡幅整備事業	75,702,000	51,138,000		国庫支出金 21,803,500	市債 19,000,000	10,334,500		
9				交差点改良事業（国の追加補正分）	10,186,000	10,186,000		国庫支出金 4,950,000	市債 4,000,000	1,236,000		
10				道路緑化事業	11,483,000	11,483,000			市債 8,600,000	2,883,000		
11				区画道路改良事業	12,034,000	11,825,000			市債 8,300,000	3,525,000		
12				区画道路改良事業（国の追加補正分）	9,130,000	9,130,000		国庫支出金 4,455,000	市債 3,600,000	1,075,000		
13				3	河川費	雨水排水施設整備事業	41,338,000	41,338,000			市債 31,000,000	10,338,000
14				4	都市計画費		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	48,520,000	35,588,256			市債 26,600,000
15	木地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	337,327,000	33,266,454						市債 24,900,000	8,366,454		
16	都市計画道路3・5・23号江戸川台駒木線道路改良事業	13,612,000	8,862,000					国庫支出金 3,261,000	市債 5,000,000	601,000		
17	都市計画道路3・5・23号江戸川台駒木線道路改良事業（国の追加補正分）	29,095,000	29,095,000					国庫支出金 10,575,000	市債 11,600,000	6,920,000		
18	都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	44,215,000	43,074,889						市債 39,200,000	3,874,889		
19	都市計画道路3・3・2号新川南流山線立体交差事業	29,325,000	29,134,670							29,134,670		
20	既成市街地地区公園施設新設事業	5,335,000	5,334,800							5,334,800		
21	新市街地地区公園施設新設事業	14,350,000	14,342,100					国庫支出金 6,400,000	市債 6,600,000	1,342,100		
22	運動公園周辺地区公園施設新設事業	50,000,000	50,000,000					国庫支出金 23,300,000	市債 24,000,000	2,700,000		
23	木地区公園施設新設事業	16,580,000	16,580,000					国庫支出金 4,608,000	市債 9,200,000	2,772,000		
24		遊具施設等安全対策事業	10,409,000	10,408,200				10,408,200				
25	10	教育費	1 教育総務費	ICT学習空間整備事業（国の追加補正分）	109,421,000	109,421,000		国庫支出金 55,257,000	市債 54,100,000	64,000		
26				2 小学校費	小学校校舎等改修事業	66,517,000	60,726,028		国庫支出金 10,486,000	市債 24,000,000	26,240,028	
27					小学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	66,378,000	66,378,000		国庫支出金 14,511,000	市債 51,700,000	167,000	
28				3 中学校費	中学校校舎等改修事業	9,141,000	6,451,000			市債 4,800,000	1,651,000	
29					中学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	74,000,000	74,000,000		国庫支出金 24,912,000	市債 49,000,000	88,000	
合計					1,428,508,000	903,785,397		264,506,500	455,100,000	184,178,897		

報告第 6 号

事故繰越し繰越計算書について

令和元年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和元年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

番号	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳			翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				明 説	
					支出済額	支出未済額	支出負担行 為予定額		既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源		
										国 出 金	そ の 他			
1	3 民生費	2 児童福祉費	子どもの遊び場整備事業	12,650,000	3,140,000	9,510,000	137,500	9,647,500	円	円	円	円	円	当初予定になかった地盤を固める表層改良の必要が生じたため、年度内の事業完成が困難となった。令和2年5月に完成した。
2	7 商工費	1 商工費	利根運河記念イベント事業	1,992,100		1,992,100		1,992,100					1,992,100	新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントが延期となり、年度内実施が困難となった。令和2年11月末実施予定。
3	10 教育費	2 小学校費	学校用地（小学校）取得事業	58,713,521	57,982,521	731,000		731,000					731,000	新設小学校の建設に伴う物件移転補償に時間を要したため年度内完了が困難となった。令和2年6月末完了予定。
4		6 保健体育費	給食室等改修事業	38,787,445	35,597,445	3,190,000		3,190,000					3,190,000	鱒ヶ崎小学校給食室の給水管更新において、部材の調達に不測の時間を要したことから、年度内完成が困難となった。令和2年4月に完成した。
合 計				112,143,066	96,719,966	15,423,100	137,500	15,560,600					15,560,600	

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国県支出金	その他	
				円	円	円	円	円	
1	2 土地区 画整理 事業費	1 西平井・ 鱈ヶ崎地区 土地区 画整理事業費	土地区画整理事業 (事業損失等)	1,590,000	1,318,800	一般会計繰入金 1,318,800			
2		2 鱈ヶ崎・ 思井地区 土地区 画整理事業費	土地区画整理事業 (測量等業務委託等)	95,574,000	29,748,000	一般会計繰入金 29,748,000			
3			土地区画整理事業 (盛土造成工事等)	34,634,000	30,527,180	一般会計繰入金 30,527,180			
4			土地区画整理事業 (家屋等移転補償費等)	28,575,000	14,167,990	一般会計繰入金 14,167,990			
合 計				160,373,000	75,761,970	75,761,970			

報告第 8 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和元年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	西平井浄水場水処理施設基本・詳細設計業務委託	23,892,000		23,892,000	23,892,000					本委託において、令和2年度から着工予定の事業予算額を見直したことにより、基本計画を再検討する必要が生じたことから、年度内の完成が困難となったため
		北部地域主要配水管改良工事(R1-3工区)	102,550,000		102,550,000	102,550,000					推進工において、薬液注入工を追加したことから、年度内の完成が困難となったため
		東深井配水管改良工事	36,784,000		36,784,000	36,784,000					埋設物が錯交しており、占用位置の変更が生じたことから、年度内の完成が困難となったため
		大畔配水管改良工事	27,027,000		27,027,000	27,027,000					下花輪駒木線において、千葉県との協議により、追加路線の施工が必要となったことから、年度内の完成が困難となったため
		西平井配水管改良工事(R1-2工区)	93,456,000		93,456,000	93,456,000					隣接工事となる西平井配水管改良工事(H30-1工区)に遅れが生じたことから、年度内の完成が困難となったため
		向小金1丁目配水管改良工事	16,100,000		16,100,000	16,100,000					国道6号線における同工区内でのガス工事に遅れが生じたことから、年度内の完成が困難となったため
		駒木配水管改良工事その2	11,880,000		11,880,000	11,880,000					市発注による道路工事築造工事に併せての工事であったが、その工事が未着手であったことから、年度内の完成が困難となったため
		前ヶ崎配水管改良工事	64,350,000		64,350,000	64,350,000					漏水が多発する地域であり、早急な対応を求められていることから工事を発注したが、年度内の完成が困難となったため
		西深井配水管改良工事その1	36,245,000		36,245,000	36,245,000					先行工事である下水道工事の遅れにより、年度内の完成が困難となったため
		美原3丁目ほか配水管改良工事	65,000,000		65,000,000	65,000,000					先行工事である下水道工事の遅れにより、年度内の完成が困難となったため
		おおたかの森西四丁目配水管改良工事	23,078,000		23,078,000	23,078,000					先行工事である下水道工事の遅れにより、年度内の発注の見通しがたかないことから、未契約繰越としたもの
		おおたかの森東四丁目配水管改良工事	30,987,000		30,987,000	30,987,000					先行工事である下水道工事の遅れにより、年度内の発注の見通しがたかないことから、未契約繰越としたもの
		長崎1丁目配水管改良工事	25,476,000		25,476,000	25,476,000					先行工事である下水道工事の遅れにより、年度内の完成が困難となったため
		向小金3丁目配水管改良工事	42,042,000		42,042,000	42,042,000					先行工事である下水道工事の遅れにより、年度内の発注の見通しがたかないことから、未契約繰越としたもの
		江戸川台西3丁目ほか舗装本復旧工事	23,650,000		23,650,000	23,650,000					先行工事である北部地域主要配水管改良工事(R1-3工区)の遅れにより、年度内の完成が困難となったため
		東深井舗装本復旧工事	13,750,000		13,750,000	13,750,000					先行工事である東深井配水管改良工事の遅れにより、年度内の発注の見通しがたかないことから、未契約繰越としたもの
東深井配水管改良工事実施設計委託	17,094,000		17,094,000	17,094,000					東武鉄道との協議が難航したことより、年度内の完成が困難となったため		

令和元年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
	2	拡張事業費 平方ほか配水管拡張工事 (R1-1工区)	円 51,764,600	円	円 51,764,600	円 51,764,600	円	円	円		民間会社の開発工事に伴う全面通行止めの影響により、年度内の完成が困難となったため
	3	つくばエクスプレス沿線整備事業費 木地区水道管拡張工事 (R1-1工区)	28,160,000		28,160,000			28,160,000			千葉県による先行工事の遅れにより、年度内の完成が困難となったため
		木地区水道管拡張工事 (R1-2工区)	2,040,000		2,040,000			2,040,000			千葉県による先行工事の遅れにより、年度内の発注の見通しがたないことから、未契約繰越としたもの
		運動公園周辺地区配水管拡張工事 (R1-2工区)	60,995,000		60,995,000			60,995,000			千葉県による先行工事の遅れにより、年度内の完成が困難となったため
合	計		796,320,600		796,320,600	705,125,600		91,195,000			

報告第 9 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和元年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	野田第5污水枝線工事(E1-501)	129,524,000		129,524,000	20,724,000	54,400,000	54,400,000				西深井地区の一部路線において建設費が埋設されており、その撤去に時間を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		第3-1污水枝線工事(E1-311)	131,700,000		131,700,000	54,500,000	38,600,000	38,600,000				美原3丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件（水道管等埋設物）があり、移設に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-2污水枝線工事(E1-722)	58,708,000		58,708,000	16,708,000	21,000,000	21,000,000				長崎地区において、近接する工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E1-741)	73,072,400		73,072,400	14,672,400	29,200,000	29,200,000				向小金2丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件（ガス管等埋設物）が多数あり、移設等に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E1-742)	87,492,000		87,492,000	26,492,000	30,500,000	30,500,000				向小金3丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件（ガス管等埋設物）があり、工法等の見直しに時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E1-743)	30,080,000		30,080,000	10,080,000	10,000,000	10,000,000				向小金3丁目地区において、営業する店舗との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第8污水枝線工事(E1-801)	89,056,000		89,056,000	21,456,000	33,800,000	33,800,000				向小金3丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件（ガス管等埋設物）があり、工法等の見直しに時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第9-4污水枝線工事(E1-941)	68,341,200		68,341,200	36,741,200	15,800,000	15,800,000				おおたかの森西四丁目地区において、工区内の建築工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		駒木第2污水枝線工事(T1-201)	60,511,000		60,511,000	25,711,000	17,400,000	17,400,000				おおたかの森東四丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件（ガス管等埋設物）が多数あり、移設等に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第4污水枝線工事(E1-40A)	29,405,400		29,405,400	29,405,400						新設小中学校の道路設計の遅れにより、下水道の実施設計に想定外の時間を要したことから、工事発注が遅れ、年度内完了が困難となったため
		大畔雨水幹線工事	16,500,000		16,500,000	16,500,000						本工事に先行する千葉県発注の工事が遅延したことから、工事発注が遅れ、年度内完了が困難となったため
		第7-1舗装復旧工事(ER1-711)	9,282,000		9,282,000	3,882,000	2,700,000	2,700,000				先行工事の前ヶ崎1号污水幹線工事(E0-711)が遅延したことから、工事発注が遅れたため
		第7-4舗装復旧工事(ER1-741)(その2)	8,710,000		8,710,000	8,710,000						当初の発注による契約が解除となったことから、再入札により改めて契約を行ったため
流山第3舗装復旧工事(TR1-301)	6,643,000		6,643,000	1,443,000	2,600,000	2,600,000				駒木地区において、沿線住民との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため		
2	つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託（污水）	176,000,000	40,673,600	135,326,400		39,000,000	39,000,000	57,326,400			区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
		木地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託（污水）	35,000,000	28,591,320	6,408,680				6,408,680			区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託（雨水）	382,000,000	32,373,000	349,627,000	89,059,000	17,500,000	72,441,000	170,627,000			区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
合	計	1,392,025,000	101,637,920	1,290,387,080	376,084,000	312,500,000	367,441,000	234,362,080				

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月12日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部図書・博物館の職員が発掘調査の用務を終了し、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、右折しながら後退しようとしたところ、電柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年12月23日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大畔591番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年2月12日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 205,759円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月24日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が流山市役所第3庁舎の駐車場において、公用車（市が賃借している自動車）で市道から駐車場に進入する際、塀に車両右側を接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年2月14日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目3番地の1
（流山市役所第3庁舎駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年3月24日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 229,559円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月16日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 子ども家庭部子ども家庭課の職員が各出張所に配布物を届けるために公用車（市が賃借している自動車）を運転し、市役所公用車専用駐車場に止めようと後進したところ、柱に取り付けてある消火器に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年3月13日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目2番地の1
（流山市役所公用車専用駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年4月16日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 96,019円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月17日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が訪問先住居敷地内の車庫に公用車（市が賃借している自動車）を駐車する際、車体上部後方が車庫の屋根に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年2月18日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 訪問先住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年4月17日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 142,082円 |

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した傷害事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月12日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上のアスファルト舗装のへこみに相手方がつまづき、転倒したことによる傷害事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年10月18日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台5丁目34番17地先
(市道55008号線) |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年4月12日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額501,980円のうち
100,396円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 100,396円 |

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 介護保険の認定調査中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月11日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が介護保険の認定調査中に、身体能力の状況の確認のため相手方に動作の依頼をし、実際に歩行したところ、相手方が転倒、左第1中手骨骨折をした事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年11月8日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 相手方住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年3月11日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 58,240円 |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 敬老バスさつき号の物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 敬老バスさつき号が関越自動車道を走行中、飛び石が当該車両の行燈ガラスに当たり破損したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和2年2月12日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 埼玉県東松山市大字葛袋
関越自動車道上り37.3キロポスト付近 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和2年4月9日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | 80,520円 |